

第6号様式別表5の3の2記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、地方税法（以下「法」といいます。）第72条の15第2項各号に掲げる法人が、当該各号に定める金額の内訳について記載し、第6号様式別表5の3に併せて提出してください。
- (2) この明細書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事（2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、主たる事務所等（外国法人にあっては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の都道府県知事）に1通を提出してください。
- (3) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る労働者派遣等の明細の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 各欄共通	収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいいます。以下同じです。）とその他の事業とを併せて行う法人にあっては収入金額課税事業分を含めないで記載します。 この場合、区分計算の内訳を示した明細書（任意の書式）を添付してください。	
2 「 第1号 第3号に 第4号 掲げる事業 」	事業の区分に応じて「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んでください。	
3 「労働者派遣等を受けた法人」の各欄	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」といいます。）第26条第1項又は船員職業安定法第66条第1項に規定する労働者派遣契約又は船員派遣契約に基づく労働者派遣（労働者派遣法第2条第1号に規定する労働者派遣をいいます。）又は船員派遣（船員職業安定法第6条第11項に規定する船員派遣をいいます。）を受けた法人が、当該法人に対して派遣をした者（以下「派遣元」といいます。）ごとに、各欄に記載します。	別途明細書に準じた書類を作成している場合には、「計①」の欄に金額を記入のうえ、各欄の記載に代えて当該書類を別紙として明細書に添付することとして差し支えありません。
4 「労働者派遣等をした法人」の各欄	労働者派遣契約又は船員派遣契約に基づく労働者派遣又は船員派遣をした法人が、当該法人から労働者派遣又は船員派遣を受けた者（以下「派遣先」といいます。）ごとに、各欄に記載します。	(1) 派遣先が法人以外のものについては、その他として一括記載して差し支えありません。 (2) 別途明細書に準じた書類を作成している場合には、「計②」及び「計③」の欄に金額を記入のうえ、各欄の記載に代えて当該書類を別紙として明細書に添付することとして差し支えありません。
5 「派遣をした者（派遣元）」の「住所又は所在地」及び「派遣を受けた者（派遣先）」の「住所又は所在地」	派遣先又は派遣元の主たる事務所等の住所又は所在地を記載します。	
6 「派遣元に支払う金額」	法第72条の15第2項第1号に規定する当該労働者派遣又は船員派遣をした者に支払う金額（当該事業年度において労働者派遣又は船員派遣の役務の提供の対価として派遣元に支払う派遣料で、法人税の所得の計算上損金の額に算入される金額（棚卸資産等に係るものについては、当該事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度の法人税の所得の計算上損金の額に算入されるべきもの））を記載します。	消費税及び地方消費税に相当する金額は含めないで記載します。
7 「派遣人数」及び「労働時間数」	当該事業年度における派遣労働者（労働者派遣法第2条第2号に規定する派遣労働者をいいます。）又は派遣船員（船員職業安定法第6条第12項に規定する派遣船員をいいます。）の人数及び業務に従事した派遣労働者等の総労働時間数を記載します。 なお、当該人数及び労働時間数に代えて、延べ派遣人数・日（派遣労働者等が勤務した日数を合計したもの）を記載しても差し支えありません。	(1) 人数については、労働者派遣契約書又は船員派遣契約書をもとに記載します。 (2) 労働時間数については、派遣先においては労働者派遣法第42条又は船員職業安定法第86条に規定する派遣先管理台帳を、派遣元においては労働者派遣法第37条又は船員職業安定法第77条に規定する派遣元管理台帳をもとに記載します。 (3) 人数及び労働時間数に代えて延べ派遣人数・日を記載する場合には、備考欄にその旨記載します。
8 「派遣労働者等に支払う報酬給与額」	派遣労働者等に係る法第72条の15第1項各号に掲げる金額を記載します。ただし、労働者派遣等をした法人について、派遣労働者等が当該労働者派遣等をした法人の業務にも従事している場合には、当該労働者派遣等をした法人の業務に係る分を含めないで記載します。	
9 「派遣先から支払を受ける金額」	法第72条の15第2項第2号に規定する当該労働者派遣等の役務の提供を受けた者から支払いを受ける金額（当該事業年度において労働者派遣等の役務の提供の対価として派遣先から支払を受ける派遣料で、法人税の所得の計算上益金の額に算入される金額）を記載します。	消費税及び地方消費税に相当する金額は含めないで記載します。